

鳥取県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線及び3・3・5号祢宜谷賀露線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田、字行水、字八本松及び字州ヶ本地内

(2) 使用の部分

なし